

協会けんぽ

OSAKA

令和
8年度

協会けんぽが補助する生活習慣病予防健診等のご案内は
3/18(水)以降順次事業所様にお送りします!

生活習慣病予防健診等についての詳細は、事業所様へお送りする「生活習慣病予防健診等のご案内」(緑色の封筒にて送付)や協会けんぽのホームページをご確認ください。



◀協会けんぽ
ホームページ

令和8年度から被保険者向け健診の補助が拡大します!

1 人間ドック健診の補助が始まります!(対象健診機関のみ)
35歳以上の被保険者の方を対象に、協会けんぽから人間ドックの定額補助(25,000円)を行います。
※自己負担額は、各健診機関が設定する健診費用総額から25,000円を引いた金額となりますので、健診機関によって異なります。



2 20歳、25歳、30歳の被保険者にも健診の補助が始まります!
従来の生活習慣病予防健診(胃・大腸がん検診を除いた内容)の補助を、20歳・25歳・30歳の被保険者の方にも拡大します!

3 40歳以上の偶数年齢の女性を対象に、骨粗鬆症検診の補助が始まります!
(生活習慣病予防健診とセットでの受診時のみ)

自己負担額の
改定について

人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、生活習慣病予防健診等の内容及び費用について見直しを実施します。
(例) 令和8年度一般健診の自己負担額: 最高5,282円→5,500円

令和8年4月納付分から保険料率が改定されます

健康保険料率

現行 10.24%



10.13%

介護保険料率

現行 1.59%



1.62%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率と介護保険料率を合わせた率となります。なお、任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります。



健康保険料率は都道府県支部単位です。
インセンティブ制度により皆さまの取り組みで大阪支部の保険料率が変わります!

インセンティブ制度とは

- ① 制度の財源とするために全支部の保険料率に0.01%を上乗せします。
- ② 5つの評価基準※を支部ごとにランキング付けします。
- ③ 上位15支部に①を財源としたインセンティブが付与され、翌々年度の「健康保険料率」が引き下げられます。

※評価基準は特定健診等の実施率、特定保健指導の実施率、特定保健指導対象者の減少率、健診結果で「要治療者」の判定を受けた方の医療機関受診率、ジェネリック医薬品の使用割合の5項目です。

任意継続のご案内

退職などで健康保険の資格を喪失した場合、その後の健康保険加入の手続きは、ご自身で行う必要があります。選択肢の一つである協会けんぽの任意継続への加入を希望される場合、以下の内容をご確認ください。

ご確認ください！

手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ●退職日までに継続して2か月以上の被保険者期間があること ●退職日の翌日から20日以内に申請書類を提出すること(必着)
保険料	在職時の約2倍(上限あり) ※原則2年間変更なし(保険料率の変更等を除く) ※被扶養者の保険料負担はありません 必ず国民健康保険の保険料と比較してください。



なお、限度額適用認定証や、特定疾病療養受療証をご利用中の方で、任意継続保険に切り替えられる際は、新たにご申請が必要です。各種申請について、電子申請もご利用いただけます。 詳細についてはこちら▶

扶養解除の速やかな届け出について

被扶養者(ご家族)の方が就職や収入増加、結婚等により扶養を解除することとなった場合、事業所様より日本年金機構(事務センター)へ「被扶養者(異動)届」のご提出が必要となります。提出が遅れ、扶養の解除日以降に医療機関等で受診された場合、後日協会けんぽが負担した医療費をお返しいただくこととなります。

該当の方がいらっしゃる場合は、速やかな届け出をお願いします。

※届け出について、詳しくは日本年金機構のHPをご確認いただくか、日本年金機構へお問い合わせください。

健康保険の資格の切り替えの際はご注意ください！

資格喪失後の健康保険の資格で医療機関等を受診した場合、**後日協会けんぽが負担した医療費をお返しいただくこととなりますので、ご注意ください。**

健康保険の切り替え時の マイナ保険証での受診について

マイナ保険証は、新しく加入された健康保険の資格記録が反映されてから(「資格情報のお知らせ」到着後、もしくは、マイナポータル上の健康保険の資格情報が更新された後)、使用いただくことで、有効な資格情報が医療機関等で確認できます。



参考:マイナポータル画面

資格取得届は使用されるようになった日から5日以内、資格喪失届、被扶養者(異動)届は退職日や扶養から外れた日から5日以内に日本年金機構(事務センター)へ届け出ください

《保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について》

健康保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書
返却不要	返却不要	有効期限内の喪失の場合、資格喪失届または、被扶養者(異動届)に添付して返却 ※有効期限が切れた資格確認書は返却不要。※電子申請による届け出の場合も、返却が必要です。